

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

日本一活力ある村づくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

奈良県、吉野郡十津川村

3. 地域再生計画の区域

奈良県吉野郡十津川村の全域

4. 地域再生計画の目標

十津川村は、紀伊半島の中央部で奈良県の最南端に位置し、人口4,616人(平成17年4月1日現在)の、森林と清流、そして温泉に恵まれた山村である。

村面積の96%が森林であり、本村の主な産業は林業である。しかし、近年の木材不況で低迷を続けている。

このため、当村では、村内の3地区に湧出する豊富な温泉を生かし、新たな取り組みとして「源泉かけ流し宣言」を行い、世界遺産へのアクセスルート案内板の整備や、温泉公園の整備、村営の公衆温泉浴場の設置などの温泉を中心とした観光開発に取り組んでいる。

また平成16年に、村内を縦断する古道である奥駈道や熊野古道が、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されたこともあいまって大きな反響を呼び、登山客や観光客が増加しているが、村内の道路網は狭いばかりでなく、未整備な箇所が多く、村民の生活や観光客の通行に大きな不便をきたしている。

このため、林道を含めた村内の交通アクセスを改善することにより、林業の振興と地域環境の改善を図るとともに、観光客の誘致を促進することなどを通じた、活力ある地域の再生を促進する。

(目標1) 村内集落間のアクセス改善
(緊急車両の到着時間 5分短縮)

(目標2) 林業の振興と地域環境の改善
(間伐、下刈実施面積の5%増加)

(目標3) 観光客の誘致
(観光客数の5%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

村道風屋内原線(村道認定昭和62年3月12日)を整備することにより、“日本の滝100選”にも選ばれている笹の滝へのアクセスが良くなり、地元住民の生活基盤も改善できる。

また、平成18年度から事業予定の林道川津今西線(平成16年1月23日地域森林計画認定)の改築と併せて、法面の改良を行うことにより、世界遺産熊野古道小辺路へのアクセスの改善、県道、村道、林道、作業道による効率的な道路ネットワークが構築でき、観光客の誘致をはじめとする交流人口の増加、林業の振興を図る。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町村道；道路法に規定する市町村道に下記年月日に認定済み。

村道風屋内原線(平成62年3月12日認定)

・林道；森林法による北山・十津川地域森林計画(平成13年樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

・市町村道(十津川村) 十津川村

・林道(十津川村) 十津川村、奈良県

[事業期間]

・市町村道(平成17～19年度)、林道(平成17～21年度)

[整備量及び事業費]

・市町村道0.09km、林道6.8km

・総事業費 3,624,008千円(うち交付金1,812,004千円)

(内訳) 市町村道 35,000千円(うち交付金17,500千円)

林道 3,589,008千円(うち交付金1,794,504千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、地域再生計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

1. ふれあいやすらぎ温泉地整備事業(十津川温泉整備事業)
観光客や登山客が気楽に温泉で憩える場所を提供する。
2. 村道笠捨瀬線、平谷竹筒線の改良、村道桑畑線、玉置川支線の開設
幅員の狭い村道の拡幅やまた開設を行い、村民の生活の利便を図る。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、十津川村が、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし

(添付資料)

1. 地域再生計画区域図
2. 地域再生計画工程表及びその内容を説明した文書
3. 地域再生計画整備箇所図
4. 地域再生計画の全体像を示すイメージ図